［二　略］

三　様式その一から様式その四までによる投票用紙は、事情の許す限り、それぞれ色の異なる用紙を使用しなければならない。

四　様式その一から様式その四までによる投票用紙は、再選挙又は補欠選挙の投票用紙を除き、事情の許す限り、それぞれの選挙名を強調した表記としなければならない。

五　［略］

六　［略］

七　［略］

第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係）

不在者投票に関する調書　　何投票区

1　公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備　考
2　公職選挙法施行令第54条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備　考
3　公職選挙法施行令第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備　考
4　公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備　考
5　公職選挙法施行令第59条の6の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	人		人	備　考
6　公職選挙法施行令第59条の6の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	人		人	備　考
7　公職選挙法施行令第59条の6の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	人		人	備　考
8　公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者			人	備　考
計	人		人	
9　投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日		備　考
（氏　　名）				
（氏　　名）				
計				

何年何月何日調製

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

［備考　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（在外選挙執行規則の一部改正）

第二条　在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

［二　同上］

三　様式その一、様式その二又は様式その三による投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係）

不在者投票に関する調書　　何投票区

1　公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備　考
2　公職選挙法施行令第54条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備　考
3　公職選挙法施行令第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備　考
4　公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備　考
5　公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	人		人	備　考
6　公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者	人		人	備　考
7　投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日		備　考
（氏　　名）				
（氏　　名）				
計				

平成何年何月何日調製

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

［備考　同上］